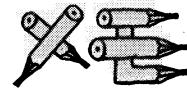


教育。ひと口



職員の

勤務を要しない日

総務課

年自然の家」と制度的に閉鎖が困難である「県立学校」は、土曜閉庁の対象としないこととしました。

〈勤務を要しない日等の取扱い〉

これまで福島県における職員の週休二日制は、「職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年福島県条例第四十二号)以下、「条例」という。」に基づき「勤務を要しない時間」の指定により実施していましたが、土曜閉庁制の導入に伴い、条例を改正し、日曜日及び週休土曜日(毎月の第二・第四土曜日並びにこれら土曜日と合わせて毎四週間につき)となるように任命権者が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日)を勤務を要しない日としました。

県教育委員会では、「福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間に関する規程(平成元年福島県教育委員会訓令第三号)」を定め、教育庁各課・室等の土曜閉庁機関に勤務する職員については、条例の規定どおり日曜日と週休土曜日を勤務を要しない日としました

福島県では、公務の円滑な運営を図りつつ週休二日制を推進するため、平成元年五月一日から土曜閉庁制を導入することとし、「福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第七号)」を定めました。

これにより福島県教育委員会の各機関のうち「福島県教育センター」、「福島県教育事務所」、「福島県教育センター」、「福島県養護教育センター」、「新たに県の休日とされた毎月の第一・第四土曜日は、閉庁することとなりました。

また、公共的施設であつて、土曜

日・日曜日の利用率が特に高い「県立図書館」、「県立美術館」、「県立博物館」、「県立美術館」、「県立博物館」、「少

〈土曜閉庁の実施〉

毎四週間について、月曜日及び所属長が指定する毎四週間につきの日曜日とする。

（少年自然の家に勤務する職員）

長が指定する。

月曜日及び所属長が指定する毎四

（県立学校に勤務する職員）

教育職員、栄養技術師、技能員、運動手、労務員、調理員及び給食員については、日曜日に加え、毎五十二週間につき夏季、冬季等の休業日のうち六日以上二十六日以下の範囲内で所属長が職員ごとに指定し、かつ、

勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間をうち六日以上二十六日以下の範囲内で所属長が職員ごとに指定し、かつ、勤務を要しない日において特に勤務させる必要がある場合に、前後四週間内の勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務を命ずる日に割り振ること

(振替)ができることになりました。

（条例第二条第四項、「職員の勤務時間が当該五十二週間における勤務時間が平均して週当たり四十二時間となるようにする。）

事務職員、学校司書及び用務員については、日曜日及び毎四週間につき日曜日(毎月の第二・第四土曜日並びにこれら土曜日と合わせて毎四週間につき)となるように任命権者が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日)を勤務を要しない日としました。

県教育委員会では、「福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間に関する規程(平成元年福島県教育委員会訓令第三号)」を定め、教育庁各課・室等の土曜閉庁機関に勤務する職員については、条例の規定どおり日曜日と週休土曜日を勤務を要しない日としました

が、土曜日に閉庁しない機関に勤務する職員の勤務を要しない日については、次のように定めました。

前記以外の職員については、教育長が別に定める。

（県立図書館、県立美術館、県立博物館に勤務する職員）

毎四週間について六日とし、所属長が指定する。

（教育関係者必携発行）

編集	福島県教育局
規格	B6判(約一八〇〇ページ)
頒布価格	三二〇〇円
内容	「教育公務員特例法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法」、「学校教育法」などの最新の改正法を登載し、福島県編には、「外国の地方公共団体の機関

等に派遣される市町村立学校職員の待遇等に関する条例などの新法令や「福島県教育局等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程」など土曜閉庁関係の諸規定が含まれています。